

国民生活審議会
第9回消費者政策部会
議 事 録

内閣府国民生活局

国民生活審議会 第9回消費者政策部会 議事次第

日時：平成20年3月24日（月）15:00～16:16

場所：三田共用会議所 大会議室

1 開 会

2 議 題

- (1) 国民生活センターのあり方について
- (2) 平成20年度における消費者基本計画の検証・評価・監視について
- (3) 総合企画部会における「生活安心プロジェクト」（行政のあり方の総点検）の検討状況について
- (4) その他

3 閉 会

第 21 次国民生活審議会消費者政策部会 委員名簿

(敬称略、50 音順)

部会長	松 本 恒 雄	一橋大学大学院法学研究科教授
委 員	大 村 敦 志	東京大学法学部教授
	岡 田 ヒロミ	消費者生活専門相談員
	神 田 敏 子	全国消費者団体連絡会事務局長
	藏 本 一 也	社団法人消費者関連専門家会議理事長
	小 林 いずみ	メリルリンチ日本証券株式会社代表取締役社長
	齋 藤 憲 道	松下電器産業株式会社法務本部理事
	齋 藤 ひろみ	千葉県環境生活部県民生活課長
	佐 野 真理子	主婦連合会事務局長
	沢 田 登志子	有限責任中間法人E Cネットワーク理事
	品 川 尚 志	日本生活協同組合連合会専務理事
	中名生 隆	独立行政法人国民生活センター理事長
	西 村 隆 男	横浜国立大学教育人間科学部教授
	早 川 祥 子	日本ハム株式会社社外取締役
	藤 田 友 敬	東京大学大学院法学政治学研究科教授
	三 木 浩 一	慶応義塾大学大学院法務研究科教授
	水 卷 中 正	国際医療福祉大学大学院教授
	山 本 豊	京都大学大学院法学研究科教授
	吉 岡 和 弘	日弁連消費者問題対策委員会委員長、弁護士

以上 19 名

第21次国民生活審議会第9回消費者政策部会 出席者

(敬称略、50音順)

部会長	松本恒雄	一橋大学大学院法学研究科教授
委員	岡田ヒロミ	消費者生活専門相談員
	神田敏子	全国消費者団体連絡会事務局長
	藏本一也	社団法人消費者関連専門家会議理事長
	齋藤憲道	松下電器産業株式会社法務本部理事
	齋藤ひろみ	千葉県環境生活部県民生活課長
	沢田登志子	有限責任中間法人ECネットワーク理事
	佐野真理子	主婦連合会事務局長
	品川尚志	日本生活協同組合連合会専務理事
	中名生隆	独立行政法人国民生活センター理事長
	西村隆男	横浜国立大学教育人間科学部教授
	早川祥子	日本ハム株式会社社外取締役
	水巻中正	国際医療福祉大学大学院教授
	吉岡和弘	日弁連消費者問題対策委員会委員長、弁護士

以上14名

[事務局]

西国民生活局長、堀田官房審議官（国民生活局担当）、原嶋国民生活局消費者企画課長、川辺国民生活局消費者調整課長、内畠国民生活局消費者企画課企画官、高橋国民生活局総務課調査室長、小川国民生活局消費者情報室長

松本部会長 それでは、定刻になりましたので、ただいまから「国民生活審議会消費者政策部会」を開催いたします。

本日は、お忙しい中をお集まりいただきまして誠にありがとうございます。本日は、前回までの議論を踏まえて取りまとめました消費者政策部会報告書案「国民生活センターのあり方について」の議論、それから「平成20年度における検証・評価・監視について」の御説明をいただくのと合わせまして、総合企画部会の方で検討されております生活安心プロジェクトの検討状況についての御報告をお願いいたします。

それでは、まず、議題1の「国民生活センターのあり方について」の議論を行いたいと思います。前回の会議で各委員からいただきました御意見等を踏まえて事務局で案を修正しておりますので、資料1に基づきまして事務局から御説明をお願いいたします。

川辺消費者調整課長 消費者調整課長の川辺でございます。

今、お手元に資料1とございます。その修正したところだけ簡単に御説明したいと思います。

まず、副題でございます。なかなかいい案がなくて、一応、副題はなしにさせていただいています。中名生委員から、「消費者問題全体に取り組む中心的な存在に向けて」という案の御提示があったかと思いますが、今、新組織との関係で組織的にきちんと位置づけるようなことがなかなか難しいのではないかとということで、空欄とさせていただいております。

また、それから、「消費者・生活者を主役とする行政」、これは「行政」と「政府」が統一されていないということでございましたので、これは「行政」に統一させていただいております。

1ページ目のはじめにの最後でございますが、すぐにできるものはすぐにやっていくということを書くべきだという御指摘をいただきましたので、「本報告書は中長期的な視点から検討したものであるが、政府において、対応可能な事項から早急に取り組むことが望まれる。」、こういうふうに修文させていただいております。

もう1枚めくっていただきまして2ページ目でございますが、これは佐野委員からだと思いますけれども、「消費者の権利の尊重」という文言を入れたらどうかという御提案をいただきましたので、一番最初のところに「消費者の権利の尊重」というのを入れさせていただいております。

それから、2ページ目の一番最後から4行目でございますけれども、「既存の窓口を活用しつつ」という言葉が入っております。これは、ワンストップサービスの拠点で、すべてほかの窓口も廃止するかのよう読めてしまうという御指摘がございましたので、そこを明確化するために、「既存の窓口を活用しつつ」という文言を入れさせていただいております。

それから、4ページ目にいただきたいと思います。消費者紛争の解決のところでございますけれども、国民生活センターが地方の苦情処理委員会に申請できるかのような読み方ができるというような御指摘があったと思いますので、それにつきましても、国民生活センターの部分と地方苦情処理委員会の部分について段落を分けさせていただきました。

それから、最後に、ここに御出席しておりませんが、三木委員から御意見がございまして、国民生活センターもADRをこれからやっていくわけですが、地方の苦情処理委員会につき

ましても、専門家の派遣など、地方の苦情処理委員会の活性化支援をするべきではないかという御意見がございましたので、一番最後に、「さらに、国民生活センターも専門家の派遣や研修の実施等による活性化支援を検討すべきである。」、こういう文言を入れさせていただいております。

5ページ目でございます。5ページ目の真ん中ぐらい、(2)分析・調査研究の充実強化の後、消費者「Gメン」の下ぐらいでございますけれども、「消費者問題に関連の深い業界等についても調査する」といった言葉が書いてありましたが、やや意味が不明確ではないかということで、「また、個別の事案のみならず、その背景や業界の構造等についての分析を行うことも求められている。」、このような文言にさせていただいております。

更に、(3)の商品テスト機能のところ、民間のテスト機関についても触れるべきではないかということで、「民間検査機関等」、こういう文章にさせていただいております。

6ページ目でございます。(4)の表題ですけれども、消費者教育についても述べるべきではないかと、これは西村委員だったと思いますけれども、御指摘をいただきましたので、一番後ろの方に「・消費者教育」という一語を入れさせていただいております。

ちょっと飛びますが8ページ目、上から2つ目のパラグラフに「このため、苦情相談情報を集約・整理・分析した結果に基づき、必要な場合に、新組織等が」とございます。前は「国民生活センターが所管する行政機関等」とございましたが、これはちょっとわかりにくいという御指摘がございましたので、「新組織等」と、文意をわかりやすくしたということでございます。

(3)の国家公務員等の研修の場で、国民生活センターや消費生活センター等の「等」を入れさせていただきました。必ずしも国民生活センターや消費生活センター以外にも、企業の現場を体験するとか、その他いろいろあるのではないかという御指摘をいただきましたので、「等」の文言を入れさせていただいております。

続きまして、9ページ目の一番上でございますが、国民生活センターで被害者救済に主体的に関与する仕組みを検討する前に、消費者団体訴訟制度ができましたので、それを有効活用したらどうか、それが先ではないかという御指摘もございましたので、最後の方に、「適格消費者団体の動向を見つつ検討する」、適格消費者団体の動向についてきちんと見ていく、そういった文言を入れさせていただいております。

更にもう一つ、その下でございますが、「事業者の違法な行為」、前は「不当な行為」となっておりますが、「違法な行為」と、意味を明確にさせていただいております。

9ページ、最後は、最後のパラグラフの一番上でございます、この「一元的窓口機能を提供することを目標に、消費生活センターの設置や開館日を増やすことを目指すべきである。」と修正しております。山本委員から御指摘いただきましたが、目的としていることは、一元的窓口機能をすべての消費者の方に提供することである、それが達成できるように、消費生活センターの設置や、開館日を増やしていくことを目指すべきだ、そういうふうに修正させていただいております。

10ページ目でございますけれども、一番最初の段落でございますが、「苦情処理委員会の活動

を活性化することにより、紛争解決機能の確保も必要とされている。」としました。以前は同じ文章が2ヶ所に入っておりましてけれども、整理すべきだという御指摘がございましたので、ここは、再掲という形であっさり書いている、そういうふうにさせていただいております。

修正につきましては、以上でございます。

松本部部长 ありがとうございます。

以上の事務局の説明を踏まえまして、どうぞ御議論いただきたいと思います。ただいまの報告書案の修正につきまして、御意見、御質問のある方はどうぞお出してください。

佐野委員 2点ばかり追加していただきたいところがあるのですが、はじめにの一番最後の行のところですが、「政府においては、」ということが書かれているのですが、ここは、国民生活センターのあり方ということなので、「政府及び国民生活センターにおいては、」の方がわかりやすいかなと。それで、実際、今もう既に国民生活センターが取り組めることも中に書かれているので、政府だけではなくて国民生活センターも入れていただきたいかなと思います。

それから、すみません、もう1点あるのですが、6ページの(4)の上から3行目、「消費者基本法の理念として」とあるのですが、2ページで消費者の権利の尊重ということを入れていただいたのですが、ここも是非、「消費者の権利の尊重及び自立の支援のため」というふうに入れていただきたいと思います。

以上です。

松本部部长 どうぞ、岡田委員。

岡田委員 相談の現場にいる者の感覚なのですが、9ページの、今回修正していただいた、上から6行目、「違法な行為」、前は「不当な行為」でしたか、「不法な行為」、どちらかでしたが、違法な行為というと、根拠となる業法等法律がないと差止請求ができないことになるのですが、相談現場では、今ある消費者関連の法律とか民法にダイレクトに違反するわけではないが、どう考えてもこれは問題があるというような場合が大きなトラブルになることがあります。そのような場合に差止請求までできるかどうかはともかくとして、即根拠の法律がないと動いてくれないというのが今までの対応だったので、前回の記述に期待していたのですが。

松本部部长 どうぞ。

川辺消費者調整課長 おっしゃることはよくわかるのですが、差止請求をするというのは、やはり違法な行為でないとなかなか難しいのではと思います。

松本部部长 どうぞ、ほかにも御意見ございましたらお出してください。どうぞ、蔵本委員。

蔵本委員 私も9ページの6.地方の消費生活センター等の活性化のところ、全体の書きぶりの主語が不明確なように思っております。実は、この6.の真ん中ぐらいに、「地方自治体において消費者行政の重要性の認識を高めるべく、都道府県知事会・市町村長会等への働きかけを行っていくべきである。」というのが、これは消費者行政の新組織が行うのか、それとも国民生活センターそのものがそういったものを行うのかという部分を、その主語を明確にすべきではないかと思っております。特に、その前段では、「行政改革や厳しい地方財政を背景に」ということで、非常に地方の消費生活センターというのは予算を削減されて困っている。そういった現状に

において、国民生活センターが本当にそういった働きかけができるのか、それとも消費者行政の新組織がそういったことができるのかなという部分で、やはり主語を明確にすべきではないかと思っております。

以上です。

川辺消費者調整課長 基本的には政府全体での取り組みだと思しますので、新組織に限ってしまうのはどうかと思います。

蔵本委員 わかりました。

松本部会長 「政府においては」というような文言を補えばわかるかと思いますが。

どうぞ、沢田委員。

沢田委員 もしかしたらこの後議論される話なのかもしれませんが、今の主語の話とも関連して、報告書の中身についてはもう異論はございませんけれども、この後、アクションプランという形で、だれが何を、いつまでにといったものが必要になってくると思います。それがどういう形で公表されて、そのレビュー、きちんとできたかどうかの評価というか検証をどういうプロセスでやっていく御予定かをお聞きできますでしょうか。

川辺消費者調整課長 これは、この部会とは別に総合企画部会がございまして、総合企画部会でも同じように報告書をまとめています。最終的には、総会の方に二つの報告書を提出して、総会の意見とした後、それを受け取りました政府の方でアクションプランというものがつくられていく、そういうふうを考えております。

堀田官房審議官 時期的な問題ですか。

沢田委員 検証の部分が、どうなされるのかと思ひまして。

堀田官房審議官 後で総合企画部会の報告書があるかと思ひますけれども、一応アクションプランを何らかの形でフォローアップをしていくことになると思ひます。

松本部会長 どうぞ、ほかにございませんでしょうか。もしございませんようでしたら、この場で御指摘いただきました幾つかの修文は、岡田委員の提案は、確かに心境としては皆さん理解できるんでしょうけれども、法律にややあいまいな文言を書き込むのはなかなか難しいだろうと。実体法の中に書き込んで裁判所に判断してもらおうというのはあり得るんでしょうけれども、差止めというのが、その前に何がよくないことかとはっきりしないと困るということから、相当厳格な要件が要求されると思ひますので、申し訳ございません。

それでは、幾つかの修正案につきましては、後ほど事務局と座長の方で修文させていただくということにいたしまして、基本的には、今回の案で当部会としては御承認いただいたということにさせていただきたいと思ひます。

最終的な修文後の案につきましては、また皆様に至急にお送りして御確認させていただきたいと思ひます。

それでは、次の議題に移らせていただきたいと思います。議題2の「平成20年度の検証・評価・監視について」でございます。事務局より御説明お願いいたします。

原嶋消費者企画課長 では、御説明申し上げます。お手元の資料2でございますが、2枚紙の

ものでございまして、「平成20年度の検証・評価・監視について（案）」という紙がございます。ごらんいただければと思います。

そのこの1.にございますように、平成17年4月に策定されました消費者基本計画でございます。これは、お手元に資料としてお配りしてございますが、全体で50ページぐらいのもので、「平成17年4月」と書かれた消費者基本計画でございます。その中におきましては、「毎年、計画の進捗状況につき、検証、評価、監視を行い、その結果を公表するとともに、当該結果に基づき、計画の必要な見直しを行う。また、消費者政策会議が、検証、評価、監視を行うに当たっては、国民生活審議会の意見を聴く。」とされております。これは、先ほどのお手元にありますこの消費者基本計画の中の20ページのところにございまして、20ページ、4.計画の実効性確保、(2)のところでございます。そういうことにされておりますので、毎年、この計画を策定後、計画のフォローアップとして検証、評価、監視の作業を国民生活審議会消費者政策部会におきまして議論いただきまして行ってきたところでございます。平成18年度、また平成19年度と行ってまいりまして、平成19年度、昨年度のものが、こちらに冊子でお配りしてございますが、全体で160ページぐらいになります冊子でございます。こういう形で毎年、検証、監視、評価の作業をしているところでございます。

その作業に当たりましては、この冊子の中にありました個票と言っておりますが、各省庁で具体的にどういうことをやってきたのかというのを各省庁から資料を出してもらいまして、ヒアリング等を実施して、その結果を踏まえて取りまとめを行うという段取りでございます。

それと同じようなことを平成20年度についても行うことが必要になってございますが、例えば、従来、18年度、19年度と違いまして、ちょっと状況が現在違うということに配慮する必要があるかと考えております。先ほどの資料2の2枚紙のところでございますが、3.のところ、平成20年度の検証・評価・監視の作業の(1)で現在の状況ということでございますが、これは御承知のとおりでございますが、「行政のあり方の総点検」におきまして、所掌範囲と相当程度重なる分野について議論が行われるとしているところでございます。

また、本年4月あるいは5月をめどに、消費者行政推進会議において消費者行政一元化に向けた作業が進められているということでございまして、今後の取り組み方等については、このようなところで、より大きな観点から検討が進められている状況にあるということでございます。

こうした状況を踏まえまして、平成20年度の消費者基本計画検証・評価・監視の作業につきましては、この3.(2)のところでございますが、以下のような方針で対応したいと考えてございます。まず、先ほど申しましたように、各省庁から個票とか資料を作成いただいて、そのヒアリング等をするということで、基本的に例年と同じように実施させていただきたいと思っております。ただ、今後講ずべき施策を明らかにする「監視」の方につきましては、先ほど申しましたように、総点検ですとか、消費者行政の一元化の作業がございまして、その状況を踏まえつつ検討を進めるという形にさせていただきたいと思っております。

対象となる施策としましては、平成17年度当初に予定されていた施策と19年度において新たに加わった施策でございます。これにつきましては、お手元の資料、これは資料番号を振ってござ

いませんが、全体で6ページの資料でございますが、平成20年度における消費者基本計画の検証・評価・監視の審議対象」という紙が、一部網かけになった表のリストのようなものをお配りしているかと思いますが、これらのものにつきまして検証・評価を中心に、監視につきましては、さっき申した一元化等を踏まえて行っていきたいと考えているところでございます。

スケジュールとしましては、例年より若干、1カ月ほどスタートが遅れておるのでございますが、取りまとめの時期は例年と同じく6月下旬から7月上旬ごろを想定して、若干時間が短いのでございますが、進めさせていただきたいと考えております。

簡単ではございますが、以上でございます。

松本部部长 ありがとうございます。

それでは、ただいまの事務局の報告につきまして、どうぞ御意見、御質問をお出してください。どうぞ、水巻委員。

水巻委員 方針なのですけれども、原則として、基本的には例年どおり実施すると書いてあるのですが、お役所としてはそういうふうにするのは、ある意味で当たり前のことなんですけど、今回は、やはりこういう会議を開いたり、推進会議を踏まえていろいろとやるわけですから、ちょっとニュアンスを変えなければいけないと思うんですね。要するに、何々だけれども、この点を強調してやりたいとか、そういうようにしないと、何のために我々はこういう会議をやったり、国民が注視しているかというのが伝わってこないのではないかという気がいたします。

松本部部长 どうぞ、ほかに御意見ございませんでしょうか。今の水巻委員の御発言に関連して、では、どういう形で今回、特色を持たせるような検証・評価・監視をやった方がいいのかというような御提案もございましたら、どうぞお出してください。どうぞ、品川委員。

品川委員 御提案ということにならないのですけれども、例年、大体この時期に検証・評価・監視がなされてということになるのですが、結論的に言うと、もうこの時点では、各省のその年度の消費者施策というのは、予算も決まり、執行はスタートしているという段階なわけですね。そのために前年度の、平成19年度に行われた各施策について検証・評価をして、それで次年度、平成20年度に何をするかというのは、この時点で物を言っても、ほとんど各省庁の既存の施策以上のものには出ないということで流れるのだらうと思います。

そういう点では、むしろ例年のように時期が来たから検証・評価・監視ということよりも、現在全体に消費者政策・行政の見直しということが行われている中で、この間、これで3年ですか、4年ですか、基本計画ということでやってきて、基本計画の位置づけなり、そういう時間的タイミングを含めた進め方なり、もう少し基本的な点について、消費者政策部会として考え方をまとめるということを是非織り込んでいただく必要があるのではないかと。

行政として、さはさりながら20年度の検証・評価・監視についてはやはりやるのだということであれば、それはそれであり得なくはないかもしれないけれどもと、是非、基本的に見直す必要がある点は何なのかという点を、この部会の見解としてもまとめるという中身を織り込んでいただきたいと思います。

それから、5月中旬ごろに2回ほどヒアリングとなっているわけですが、これもこの間、

毎年工夫はして、ヒアリングを主として行う委員を決めてみたり、いろいろなことをやってきていますが、そのどれもが必ずしもうまくいっているとも思っていませんが、今年の場合、4月から6月にかけての流れを、具体的にはどんなふうな中身でやろうとお考えなのかということをもう少し聞かせていただければと思います。

松本部会長 今の御質問につきまして、どうぞ。

原嶋消費者企画課長 なかなか難しい御質問なんですけれども、確かに、この検証・評価・監視の作業で試行錯誤のようなところがあったということですが、御指摘のように、今回で3年目になるわけですので、過去3年を振り返った形でどうだったのかということの評価することも一つの大きなポイントになり得るのではないかと考えております。ただ、具体的にどういう形になるかということとはなかなか申し上げにくいですが、3年間の検証・評価・監視、あるいは基本計画の評価自体を考えると、一つの方法ではないかと考えております。

また、ヒアリングにつきましても、昨年とは1回だけだったかと思えますけれども、ヒアリングを受けて、それを受けた議論ということで、今回、6月上旬ごろに、過去における議論というものを含めさせていただいて、若干工夫させていただいたつもりではあるんですが、何かもっとうまい方法があるのか、基本的には、ヒアリングを受けて、それについて委員の方に議論をいただくということですが、もう少しうまい方法があるかどうか、また検討したいと思っております。

松本部会長 齋藤委員どうぞ。

齋藤(憲)委員 今、2ページの上の方の のところですが、原則として、各々については例年どおり個票を作成するというので、書きぶりの問題になると思うのですが、「例年どおり」というのが先に来ている「ただし」と来ているから、恐らく今回以降注目されるべきはこの「ただし」以降の新しい着眼点があるんですよということだろうと思うんですね。したがって、こういうところに着眼しつつ、例年どおり個票を作成するというふうにすれば、聴き取る方はもっと前向きに何かちょっと変えるのだなと受け止めると思います。

それから、質問ですが、3つのワーキンググループというのが出ていますが、5つあったと思うのですが、あとの2つをどう評価されておられるのかということが疑問として出てくると思うのですが、それはどのように評価されておられるのでしょうか。

原嶋消費者企画課長 確かに5つのワーキンググループがございましたけれども、残る「働く」と「暮らす」につきましては、全く関係ないというわけではございませんが、広い意味での国民生活という意味では含まれるのですが、消費者政策の観点からは若干、重なる部分が少ないのかなということで除いたものでございまして、要するに、便宜的に消費政策に関係の深い3つのワーキンググループを並べたということでございます。

山崎消費者企画課長補佐 補足でございますけれども、先ほど品川委員から御指摘ございました、この時期になると各省の施策がほとんど決まっているのではないかという点でございますが、基本的には、その前の年度の各省庁の施策というものを評価するというので、なかなか政策というのは2月、3月に行われるものも非常に多うございますので、やはりどうしてもこの時期に

ならざるを得ないということは御理解いただきたいと思います。

それから、もう1点御指摘いただきました昨年の検証・評価・監視におきましては、委員の先生からのプレゼンテーションをいただきましたけれども、今年は若干時間がないということもございまして、原案では、特にそういったプレゼンテーションの案は入れておりません。ただ、今回まさにこの原案の御提示でございますので、この場の御議論で必要があればということで、いろいろ御議論いただければと思っております。

品川委員 この基本計画の検証・評価・監視というのは単年度ごとの積み重ね方式であることは承知しておりますけれども、そういう形でやっている限りは、今、御説明のあったようなことにしかなりようがないと思います。そういう点では、基本計画そのものの組み立て方を単年度、単年度の積み重ね型ではなくて、例えば3年ごとにローリング方式で、今年度終わったら、今年度の検証・評価をして、その上で、来年のことを考えるのではなくて3年後のことをもう一つ考えるというような意味合いです。現在の5カ年計画を取りあえず決めて、1年1年やって、翌年どうするかということではなくて、基本計画のあり方そのものを、せっかく行政のあり方の総点検ということになっているのですから、組み立て方自体を現行のものから見直しを図ることを想定した検討をしてほしいという意味合いで先ほども申したわけです。

堀田官房審議官 今の品川委員の御指摘ごもっともだと思っておりますけれども、今まさに行政の総点検をしておりますので、その総点検を踏まえて、今後、新組織がどうなるのか、新しい組織のもとで新しい消費者基本計画が必要なのかどうか、そういったところも今後更に少し検討させていただければと思っております。今の段階ですぐ、現行計画から次の計画というのは、事務方としては、今の段階では申し上げられません。

松本部会長 基本計画をご覧くださいますと、5年計画ということになっておりますが、年度がはっきり入っているのは平成17年、18年、19年度までということで、20年度、21年度についてははっきりしていないと言いましょか、継続してやってくださいということです。今年度といいましょか、19年度まではかなり具体的なアクションプランが出ているので、そこまでについては当部会としてもきちんとチェック機能を果たす必要があるだろうということで、従来どおり、その部分についてはおやりいただくということとして、今、議論が出ておりますように、新組織ができるという状況下で、恐らく消費者基本法自体の改正も併せて議論されることになると思います。そうなりますと、消費者政策会議あるいは基本計画もどうあるべきかという議論も一緒に行えることになると思いますので、当部会といたしましても、平成19年度のレビューをしながら、よりよい基本計画、あるいは基本計画の検証・評価のあり方について議論していければと考えております。どうぞ、その際にはまた積極的に御発言をお願いしたいと思います。

ほかに、どうぞ吉岡委員。

吉岡委員 先ほど何人かの委員の方々からお話が出ている2ページのこの対象となる施策についてですが、新組織との議論がちょうど重なるというのか、まだはっきりしないということもあって、なかなかその対象となる施策の範囲を決めるのが難しいという点はわかるのですが、先ほどもあったように、5つのワーキンググループでその議論をされている、それから、それ以外の

ところの新組織の動きなどもあるという中で、その辺のところは少し狭過ぎるのではないかと気がするんですね。

先ほどの御説明では、「暮らす」というのと「働く」というのは、消費者との関係でちょっと遠いのではないかと御指摘でしたが、そうではなくて、むしろ5つを全部入れて、その中で消費者の問題として総括しておかなければいけないものは取り入れるというようなスタンスで考えていくべきではないかと思うのですが、いかがでしょうか。

原嶋消費者企画課長 確かに幅広い観点から考えていくことは非常に重要なことかと思っておりますが、あくまでもこちらは、この平成17年につくられた基本計画に関する検証・評価・監視という作業になりますので、総点検ですとか、1年間の動きは、そちらの方で進めていただきますが、それを踏まえつつ、この基本計画に関しての検証・評価・監視というのは、全部含んだ形でというか、それに若干ある意味では限定した形になるかと思えますけれども、その観点から検討していきたいと考えているところでございます。

松本部会長 どうぞ、ほかに御意見、御質問ございませんでしょうか。

もしございませんようでしたら、ただいまの基本的な方針、まだ、ややあいまいなところもございますけれども、これからいろいろなところで動きがありますので、そういうものを踏まえまして、手を抜くことなく、しかし、重複することなく、効果的な形での検証・評価・監視を行っていきたいと思いますので、どうぞ御協力をお願いいたします。

それでは、次の議題に移らせていただきたいと思います。議題3であります。総合企画部会の方の「生活安心プロジェクト」の検討状況について、事務局より御説明をお願いいたします。

高橋調査室長 私の方から御説明します。資料は3になりますので、ご覧いただければと思います。

まず、目次でご覧いただいて、構成からですけれども、総合企画部会では、この総点検をやってくる中で、なぜ消費者・生活者を主役とした行政に転換しなければならないのか、理念的な整理をかなり議論してきました。それを第1章に掲げております。したがって、その理念をベースにして、それぞれの施策と提言という形でまとめております。第2章が、表題にありますように、「消費者・生活者が主役の行政に向けた課題と具体的方策」ということで、各ワーキンググループの分野というよりは、もうちょっと横断的な課題を提案するというようなものになっています。第3章が、「個別施策の展開」ということで、安全・安心の確保に向けて、各ワーキングから出てきたような問題点を踏まえた提案、最後に4章ということで、先ほど御議論があったアクションプランなどの提案をさせていただいているところになります。

順次、時間も限られていますが、御説明させていただきます。

第1章をまず開けていただきますが、「「消費者・生活者が主役」となる社会」というのが今求められているのではないかとということで、その場合の「今求められている国のかたち」ということが最初のパラグラフに出てきますけれども、消費者・生活者一人一人がそれぞれの幸せを追求するという、それから、その生活を充実したゆとりのあるものにできる社会というものを目指していく、それを支えるための行政が必要なのではないかとという形で整理しています。1ペ

ージ目の下の増大するリスクに対する対応力の少し上ですが、今回の行政の見直しというのは、消費者市民社会構築に向けた改革であるというような位置づけにしております。

その後、もろもろの現状の課題を述べておりますけれども、1つは、急激なヒト・モノ・カネ・情報のグローバル化が進展する中で、個人がさまざまなリスクに直接無防備にさらされる機会が増加しているのではないかと。それから、個人の安全・安心のよりどころとなっていた家族、地域、職場は、いずれもつながりを弱めているのではないかと。したがって、さまざまなセーフティネットを整備する必要があったんですけども、それができていないのではないかと。この点を述べています。

それから、行政については、そういう消費者・生活者の観点に立って、リスクに迅速かつ効果的に対応できていないということを述べて、そういうリスクに対応していく、具体的には2ページ目の最初のパラグラフの一番最後の文章ですけれども、「リスクが増大した社会を前に、消費者・生活者、民だけでは制御しえないリスクに対する予防、軽減、除去といった役割を担うことが行政に求められているのではないかと」というような整理をしております。

2つ目の行政の役割がその下の「消費者・生活者一人一人を重視した行政」というところになりますけれども、価値観やライフスタイルの多様化から、平均的な消費者・生活者像といった標準モデルを想定していたのでは、行政の対応は不十分になっているのではないかと。したがって、消費者・生活者一人一人を重視したような行政に変えていく必要があるのではないかと。このことを述べております。

3ページ目から「変革の歴史的必然性」ということで、日本の行政は、今まで殖産興業政策により近代化を推し進めてきた明治政府の流れを綿々として受け継いできたのではないかと。それを変えていく必要がある、というような形で整理をしております。特に4ページ目からになりますけれども、「行政改革との関係」で、「官から民」あるいは「国から地方へ」という考え方で、スリム化や効率化が特に強調されてきたけれども、ここの一番下の方になりますけれども、「消費者・生活者の視点からみた実効性」というものが抜けていて、これを加えていくことが今回求められている点ではないかという整理がされております。

5ページ目に「パラダイム転換の時」ということで、企業との関係あるいは事業者団体の役割も述べつつ、最後に、「以上から」というところが下の方にあると思っておりますけれども、4つの方向性を示しております。1つは、「消費者・生活者が主役」となる社会の構築を積極的に支援していくという行政。2つ目が、現在の制度ではその声が届いていない層の声を積極的に受け止める制度を構築するということ。3番目が、専門性と権限、そして、それに伴う責任に裏打ちされた実行ある体制とすること。最後に、いろいろなりリスクが増大しておりますので、その危機に柔軟かつ迅速・機敏に対応できる仕組みを構築していくことが必要ではないかと。それによって、今失われている信頼というものを取り戻すことを目指していくべきではないかという整理がされております。

2章からが、最初に申し上げた横断的な施策ということで、最初に、消費者・生活者を主役とした社会としての、その主役である消費者・生活者に対してどのような施策が考えられるかとい

うことで、1つは「担い手への支援」、それから、7ページ目になりますけれども、消費者団体、特に、適格消費者団体についての財政的な持続可能性について検討を行うべきというような提案が入っております。それから、消費者市民社会に向けた教育の充実ということで、「消費者力」、「生活者力」を向上させていくような教育のための指針というものを考えてはどうかという提案がされております。

8ページ目の2.からが「行政の組織・体制への転換」ということで上げておりますけれども、ここは大きく2つに分かれていて、各府省庁の役割、それから消費者行政推進会議で検討されております「新組織」の役割・機能ということで提案されております。府省全体については、具体的には9ページ目に上げておりますが、消費者・生活者という観点が不足していたのではないかということで、「そのため」というところが2行目からありますけれども、「すべての府省庁は、消費者・生活者の視点に立った政策を企画、執行し、消費者・生活者の安全・安心の確保を担う役割を持つべきである」ということで、各府省庁の設置法の任務規定の見直しが提言されております。

それから、その下になりますけれども、「したがって」というところがちょうど真ん中ぐらいにあります。また、「産業振興と消費者・生活者担当、企画と執行を機能的に分離すべき」というような提案がされております。

9ページ目以下から「実効性」確保」ということで、具体的には10ページ目からになりますけれども、「人員について、消費者・生活者担当部局、特に執行部門に大胆に移すことが不可欠である」ということで、そのための工夫、仕組みを検討すべきというような提案がされております。

同じく、予算についても11ページに触れているところです。

11ページ目に「新組織のあるべき姿」ということで、この新組織は、基本的に、この「消費者・生活者を主役」とする行政の最前線となる新組織ということで、特に、役割としては、国際的に見て遜色ないものであるとともに、その少し下になりますけれども、統括情報窓口で受け付けた消費者の幅広い声を問題解決までつなげることができる体制という位置付けで、情報集約、企画・立案から法執行までを一貫して行える組織にする必要があるということ。それから、総合調整機能、勧告権というものを持つべきではないかという提案がされております。また、所掌の範囲についてですけれども、下から2行目になります。新組織は、重複を廃しつつ、消費者基本法の基本理念を具現する法律を幅広く所管する。具体的には、消費生活にとっての基本となる分野、2つ目としては、所掌をまたがる包括的対応が必要な分野、3つ目が、消費者にとって重大な問題が発生している分野などを担うことが考えられる、ということで提案されております。

それと、政府全体が「消費者・生活者が主役」の行政に転換するということですが、新組織は、それを評価・監視する役割を担う。あるいは研究機能とか海外との調整機能というものも含まれるべきではないかという提案をしております。

最後に、消費者市民社会を促進する組織ということで、消費者市民社会に開かれた組織にする必要があるという観点から、地方自治体や消費者団体の支援、あるいは専門家を抜てきする、あ

るいは消費者相談の専門家を採用するというような、人材交流、官民パートナーシップの促進という役割もあるのではないかとということで述べております。

13ページ目はイメージ図をつけていますが、ごらんいただければと思います。

それから、総合企画部会でも、国と地方との関係ということでかなり議論をしてきまして、特に消費者関連では、15ページの「安全・安心の確保の観点から」というところになりますけれども、地方自治体と国との役割分担を安全・安心の観点から見直していくべきではないかということです。基本的には、国の責務としては、都道府県をまたがるような安全・安心の問題、あるいは情報収集・集約化というところを中心にしていく。その場合、地方自治体との協力も欠かせないということです。それを連携強化という形で、それぞれ別々にやるということではなくて、連携を強化する中で安全・安心分野での施策の拡充を図っていくべきではないかという整理がされております。

それから、3以下は「公務員の意識改革」ということで、全体の公務員の問題を上げておまして、研修が今までしっかりしていなかったということで、全職員について研修を求めるとか、消費者、NPOとの人材交流をする、あるいは人事評価、政策評価に消費者・生活者の視点を入れていくというような点が提案されています。

18ページ目から、「消費者・生活者の声を積極的に受け止める制度の構築」ということで、特に政策形成過程における消費者・生活者の声の反映ということから、審議会あるいはパブリックコメントについて提案がされておまして、具体的には20ページ目がまず審議会についてですけれども、消費者政策の一体化、統合化を促進するという観点から、審議会についても、基本的には一元的に国民生活審議会において審議を行うこととしてはどうかという点が提案されております。

それから、「審議会等の委員の多様性の確保」ということで、21ページ目になりますけれども、すべての審議会等の委員については、少なくとも30%を消費者・生活者の声を代表する委員としてはどうかという点。あるいは、今まで地方あるいは年齢構成からいって若年層の声がなかなか反映しにくかったということで、会議の開催時間あるいは自宅あるいは地方にいても審議会の審議にかかわるようなテレビ会議・ネット会議のようなICTを使ったような変革も必要ではないかという提案がされております。

22ページ目以下が「パブリックコメント」になりますけれども、こちらも、例えば、イギリスではやっているように、消費者団体に役所の側からパブリックコメントをしたということを知るといような制度、それから配付先についてリスト化する制度を導入してはどうかというような提案がされをしております。また、意見募集の多様化ということで、途中段階のもの、中間取りまとめについてもパブリックコメントに付すようなことを考えてはどうかというような提案もされております。

それから、28ページの最後になりますけれども、「消費者生活者の声を「宝」ととらえた行政運営」ということで、企業で、お客様相談室に届いている顧客の声を企業の経営に生かすということにならって、行政の方も、消費者・生活者の声を生かした行政運営をしてはどうかというこ

とが提案されております。

以上が第2章になりますが、第3章が29ページからになります。1つは「窓口対応」ということで、こちらの消費者政策部会ともかかわりますが、「たらい回しにしない真摯な窓口対応」ということで、総合企画部会で「働く」とか「暮らす」という分野もありましたので、消費関連、働く関連、暮らす関連という3つのワンストップ化を図ってはどうかというような提案がされております。

30ページ目になりますが、その場合、地方自治体が担うということになるのであれば、地方の機関についても、人的にも財政的にも支援する仕組みを整備するというような提案もされているところ です。

31ページ目以下に、基本的に「食べる」と「作る」のワーキングで御議論いただいたところを整理しておりますけれども、「事故情報データバンク」を軸とした情報集約化を図る。その際も、消費者などから事故の一次情報が持ち込まれるような機関、保健所、検疫所、消防とか医療機関などが、直接フラットにつながる形で情報の集約化が危機対応としても重要ではないかということで提案されておまして、今までの多段階で上に上に情報を上げていくような収集では対応し切れないのではないかと提案をしております。

さらに、それは「国境を越えた情報の共有化」も必要ですし、その情報を分析して消費者に早期に警告を発するということが必要だということで、32ページ目になりますけれども、専門的に分析できる人員が不可欠で、そのような人員を配置していくべきではないかという提案がされているところ です。

それから、「消費者への早期警告」ということで、33ページにありますけれども、マークを付すようなことも含めて、わかりやすく迅速に対応できるような仕組みにしてはどうかという提案になっています。

また、「原因究明ネットワーク」についても、いろいろな専門性を生かしたネットワークを築くべきではないかという提案がされております。

34ページから、2ということで「実効性ある体制と柔軟かつ迅速・機敏に対応できる仕組み」として、まず、「消費者・生活者の目線での施策の推進」ということで、これまで縦割りの中でなかなか横の目線でできなかったものを解決すべきという観点から、特に「食品表示」の問題を提案しております。具体的には35ページになりますけれども、上から7行目ぐらいになりますが、一般的な食品表示から安全表示などを包含するものとして、食品表示に関する一般法を検討してはどうかという提案がされております。

併せて、表示項目についても、「賞味期限」、「消費期限」について、安全性を重視した「消費期限」とする方向で見直すということ、それから事業者は「製造年月日」の併記に努めるというような提案がされております。

同じく、36ページですけれども、原料原産地表示についても対象範囲について検討してはどうかという提案をしているところ です。

37ページ目になりますが、「安全の隙間への対応」ということで、1つは、食品安全について

包括する法を考えてはどうかということ、2つ目は、その2パラグラフになりますけれども、広く製品・設備を包括する法律を検討すべきであるというような提案がされております。

それから、「継続的な取組の重要性」ということで、今回はその「食べる」、「作る」の分野で集中的にやってきましたが、今回はそうした集中的検討が一部にとどまりましたので、「新組織」において検討を継続的に行うべきだというような提案をしているところです。

38ページについては、フードチェーンのプロセスにおける安全性確保について述べており、その後の(3)はちょっと視点が違いますが、耐火偽装、耐震偽装にかかわったような「民間登録機関の中立性・信頼性、あるいは専門性の向上」ということで、種々の提案がされております。

ちょっと飛びますが、42ページからが「実効性を確保する多様なツールの整備」ということ、特に悪質業者に対するものとして、「違反行為に対する抑止力の確保」の観点から、「直罰化の推進」とか「課徴金制度の導入・拡充」という点が提案されているとともに、43ページ目からになりますけれども、被害者の金銭的救済というのが個々人ではなかなか難しい。更に、OECDのガイドライン等も踏まえて検討すべきだということで、例えば44ページになりますけれども、「政府による父権訴訟」あるいは「消費者団体訴訟制度の損害賠償請求への拡大」というものを検討してはどうかという提案がされているところです。

45ページからが3になりますけれども、「働く人を大切にする社会づくりの推進」ということで、こちらは主に「働く」のワーキングで検討していただいた点を盛り込んでおります。例えば「就職困難者一人一人に対する一人別のチーム支援体制の整備」、あるいはNPO活動で就労しているような方たちは、今の雇用保険とか労災という制度から漏れ落ちてしまっておりますので、こういう新たな働き方に対して、新たな措置の整備を検討するべきではないかという提案がされております。

47ページからが、全体を受けた形にもなりますけれども、「社会的責任の取組促進」ということで、「円卓会議」あるいは「協働戦略」ということ、これは総合企画部会の2つ目のテーマとしてかなり議論していただいているものになります、その点を含めて提案に入れております。

最後の50ページが第4章になりますが、今回の総点検を受けて、政府は、工程表はアクションプランとして策定するという、そして、国民生活審議会ですそれを毎年フォローアップしていくこと、それから、今回の行政のあり方の総点検を定期的に見直しを続けていくという観点から制度化すべきではないかという点を盛り込んでおります。

以上ですが、これは、18日に総合企画部会でお配りしたものですので、補足的にこの部会での議論を御紹介しておきます。今回、「はじめに」がついていなかった、この検討の経緯とか、今までどうしたことやってきたかというのが載っておりません。したがって、「はじめに」をつけることになっております。

それから、「行政の役割」ということで、各府省が任意規定を含めて見直した場合、新組織との関係がわかりにくいということでしたので、各府省が消費者・生活者の視点に立つということとともに、新組織と一緒に消費者・生活者を主役とした行政を動かしていくというような整理をしてはどうかという提言がありました。その点も盛り込まれるように考えております。

それから、地方における消費者行政についても、国の消費者行政の一元化だけでなく、地方においても一元化すべきではないかという提案がありましたので、その点も検討課題になっております。

それと、窓口の一元化のところですが、こちらは、総合企画部会でも、消費者関連のところは国民生活センター、消費生活センター、特に、消費生活センターの場合は、都道府県と政令市のレベルにおいてワンストップ化を図る方がいいのではないかとということで、国民生活センター、都道府県等の消費者センターが消費者のワンストップ化の役割を担うというような形で検討していくことになっております。

あと、縦割りの消費者行政のところ、今回、食品・製品安全について述べてきましたが、今回の点検では範囲が限定されたということを確認するために、例えば消費者信用とか、インターネット、おもちゃなどでまだまだ縦割りの部分があるので法律名も含めて明記すべきだという御提案がありました。その点も検討されております。

この議論は、27日に次回の総合企画部会を予定しておりますので、そちらで議論して、一応取りまとめをする予定にしております。

ちょっと駆け足になりましたが、私からは以上です。

松本部会長 ありがとうございます。

この議論は別の部会の方で主として行っておるものでございまして、今日、一応全体の案について御説明いただきましたので、どうぞ御質問、御意見のある方は御発言ください。佐野委員どうぞ。

佐野委員 各ワーキングでまとめた文書はどういう扱いになっているのか、この後につけた形になるのか、ちょっとその辺を教えてください。

高橋調査室長 それぞれのワーキングは、基本的に参考という形にさせていただこうと思っております。配布は一緒にすることもあると思いますが、一応、この部会報告とは別というような扱いで考えております。

松本部会長 水巻委員どうぞ。

水巻委員 1ページをちょっと見てほしいのですが、下から3行目、「増大するリスクに対する対応力」という中で、「食品、建築、薬害、年金、悪質商法など」と書いてあるんですが、実は、一連の検討課題の中で薬害とか年金というのはほとんど議論されていないのではないかと思います。それは多分、そこまで出てしまうと收拾がつかないという判断だったのかもわかりませんが、ここに入っている以上は、薬害、年金とか、特に今、社会的に大きな問題になっているものですから、それをどういうふうにとらえるかというのは、やはり議論として入れるべきではないかと思うのです。議論ができないとすれば、また別な機会、厚生労働省に指示して、こういうふうによれとか、いろいろなことが言えるのではないかと思うのですが、その辺はいかがなものでしょうか。

高橋調査室長 それぞれのワーキングでテーマを、今回この春を目途にまとめるということでかなり絞ってやっていただきましたので、当然すべてをやることができなかつたということで考

えております。ただ、一方では、総合企画部会でずっと議論していたのは、各ワーキングから上がってきた問題を横目線で見ただけの場合に、どういうところが問題であったか。したがって、例えば各省の任務規定とか、審議会の動かし方、情報の扱い方というのが問題だということは指摘して、それに対して横断的にこういう考え方をした方がいいということが提案されております。したがって、個々の扱えなかったテーマについても、逆に言うと、それがフィードバックされることによって各府省で見直すべき問題点として扱われると思っております。そして、今後扱った方がいいというものについては、制度化していくということも提案しておりますので、その中で更に検討されていくという整理で考えてはどうかと思います。

松本部会長 どうぞ、神田委員。

神田委員 私は「食べる」ワーキンググループというところにかかわらせていただきましたので、ちょっとそこを中心に意見を申し上げたいと思います。

これは、タイトルが「行政のあり方の総点検」ということなんですけれども、この「食べる」ところについて申し上げますと、期待は、やはり食品安全の問題について、現状でいいのか、消費者の目線に立った対策が取られているのかということを確認してもらえるのかなとは思っていましたが、今回のこのまとめを見ますと、ほとんど情報の収集・集約だとか、それから消費者の意見をどう一元化するかとか、あるいは原因究明、あと食品表示のあり方という形で、多くはそういった形でまとめられています。

私たちは、事が起きたときにどうするかということも重要ですが、そういった問題が起きないようにしてほしいという、そこがまず基本だろうと思ったときに、今回のまとめの中には、安全性をどう確保するのかという基本的な問題が少ないように思うのです。それでいいのでしょうか。特にギョーザの問題なんかがありましたので、そういったいろいろな考えなければならぬ食品安全問題に対するチェックというのでしょうか、その点検というのが盛り込まれていないような気がいたします。

特に、38ページの(2)のところには「生産から家庭までのサプライチェーン」という形で安全確保という形では書いてありますけれども、それだけでは何か不足するような気がいたします。何か物足りないといいたいまいしょうか、肝心なところが抜けているような気がいたしますけれども、その辺はどのように受け止めていたらいいのでしょうか。危機管理というのは、私の受け止めでは、事が起こってから何かをきちんとするというだけではなくて、起こらないようにする、その体制を取るの本来ではないかと思っておりますけれども、その辺の基本的な考え方を改めてお聞きしたいと思います。

高橋調査室長 ちょっとまとめ方の問題もあったかとは思いますが、総合企画部会の方では、窓口も含めて、情報をどういうふうにかかしていかという議論が中心だったので、1のところ「真摯な窓口」ということでまずワンストップの話が出て、そのワンストップ窓口と事故情報との扱いを分けるべきではないかという議論から、(2)のところの「事故情報の扱い」というような議論になっておりました。ちょっと整理の問題になってしまっていると思います。

松本部会長 蔵本委員。

蔵本委員 私も32ページの「国境を越えた情報の共有化」という部分で、私は「作る」方のワーキンググループに入っております、その中で随分、海外からのコピー品とかインターネットオークションによるいろいろな被害が増大しているという議論が随分なされたと思うのですけれども、この内容では、そういった部分についての安心・安全を守るための施策として少し書きぶりが足りないかなと思っています。その辺は、先ほど佐野委員のおっしゃったワーキンググループの中の資料をおつけいただくところに、そういった部分を十分書き込んでいただきたいと思っておりますので、よろしくお願ひしたいと思ひます。

以上です。

松本部長 ほかにございませんでしょうか。吉岡委員。

吉岡委員 議論の仕方なのですけれども、今日ここで、政策部会でのあり方総点検を示されて、これはあれですか、もう27日か何かにとめるといふ方向ですよね。そうすると、今日ここで何ページのどこがどうしたとか、またこの政策部会でもうこう言ってみたとこで、企画部会が決めるといふことになるといふことなるのでしょうか。それとも、もう少し政策部会の意見が反映できるということなのではないでしょうか。要するに、今日は紹介ですよ、企画部会でもうこういふことがあつて、この政策部会でもうこう紹介をしておきます、そういう位置づけなのではないでしょうか。その辺はどうでしょうか。

松本部長 主たることは紹介ということになります、やはり国民生活審議会の一員でもありますから、ここで出された意見で特に重要なものにつきましては、私の方から総合企画部会の廣松部長の方にお伝えして、総合企画部会の方として取り入れていただけるものがあれば取り入れていただくということにしたいと思ひます。

ただ、ここでずっと継続的に議論していただいているといふわけではございませんでから、深い議論にはできないかもしれないんですけれども、ざつとお聞きになって、どうしてもここはおかしいのではないかといふところがもしございませんでしたら、お出しただければと思ひますが、どうぞ。

吉岡委員 僕は、基本的にはよくできているといふ、大変御苦労だつたらうと思ひるので評価してはいるのですが、よりよくしたいといふ気持ちから言つて、幾つか言いたいところはあるんですが、時間的にもいろいろあつて、ちょっと、もう少し早くに言つていただくといふいろいろ言えなかなみたいな点があります。

一つだけ、11ページの消費者基本法のところですが、この消費者基本法の基本理念といふところは、これはもう変えようといふ議論は、変えようといふのか、もう少し消費者基本法がよつて立つ基本理念として、消費者の権利といふものを強く打ち出すとか、現況では消費者の権利を尊重するといふ書き方になっているのですが、やはりいい組織を、新組織をつくつていくといふ大きな消費者政策を抜本的に転換していくといふときに、消費者基本法の基本理念といふものをもう一歩強く押し出すといふような議論はしなかつたのでしょうか。

高橋調査室長 新組織の役割といふことで議論してきまつたので、余り基本法自体をいじりましようといふ議論はありませんでした。

松本部会長 ほかに御意見、御質問ございませんでしょうか。新組織がどのようなものになるかの議論を括弧に入れて総合企画部会の方も議論をやっているというようなところがありますから、そういう点はこちらの消費者政策部会とやや似たような状況で、一番重要な部分が入らないままで、機能論の部分を一生懸命やっているということです。ですから、組織の問題にまで入り込んだ議論は恐らく推進会議の方で行われると思うんですが、そこで基本法自体も、これでいいのかということも併せて恐らく議論されることになるのではないかと思います。

もし御意見、御質問等ございましたら、これで本日の3つの議題はすべて終了いたしました。

最後に、事務局から連絡事項をお願いいたします。

原嶋消費者企画課長 次回の消費者政策部会につきましては、日程等決まり次第、また追って事務局より御連絡差し上げたいと思います。よろしくお願いいたします。

松本部会長 それでは、本日の消費者政策部会は、これにて閉会とさせていただきます。どうもありがとうございました。